

申請に必要な書類

中小事業者（その他法人含む）と社会福祉法人で、必要書類が異なります。
 ※添付書類において、省エネ・創エネ設備又は省エネ・創エネ改修工事を補助対象事業という。



申請書等	必要書類	中小事業者	社会福祉法人		☑
			申請時	実績報告時	
申請書等	1 市川市省エネ・創エネ設備設置費等補助金交付申請書（請求書） 様式第1号（その1） 補助対象事業に係る工事請負費（領収証）の内訳 様式第1号（その2） 省エネ・創エネ設備又は省エネ・創エネ改修工事の概要 様式第1号（その3） 市川市省エネ・創エネ設備設置費等補助金交付申請に係る同意書 様式第2号 （賃貸借物件、使用貸借物件、区分所有物件の場合のみ必要）	○	-	-	□
	2 市川市社会福祉法人助成申請書 様式第1号（第2条関係） 市川市社会福祉法人に対する省エネ・創エネ設備設置費等補助金交付申請に係る同意書 様式第1号（第8条関係）（賃貸借物件、使用貸借物件、区分所有物件の場合のみ必要）	-	○	-	□
	3 市川市社会福祉法人助成事業実績報告書 様式第6号（第5条関係） 補助対象事業に係る工事請負費（領収証）の内訳 様式第2号（その1） 省エネ・創エネ設備又は省エネ・創エネ改修工事の概要 様式第2号（その2）	-	-	○	□
	4 市川市社会福祉法人補助金等交付請求書 様式第8号（第7条関係）	-	-	○ (請求時)	□
	5 【太陽光発電設備の場合】・市内事業者施工確認書 ※契約書の事業者住所が市内の場合は不要 ※施工事業者が市内に事務所又は事業所があることが分かる書類も合わせて提出	○	○	-	□
添付書類	6 中小事業者、個人事業主、その他法人（従業員数300人以下）であることが分かるもの 市内で1年以上事業を営んでいることが分かる書類 市内に事業所を有している又は事業を営んでいることが分かる書類の写し ※【申請者が法人の場合】 履歴事項証明書等 ※【申請者が個人事業主の場合】 個人事業の開業・廃業等届出書（控）等	○	○	-	□
	7 事業所等又は共用部分の所在が分かる地図	○	○	-	□
	8 市税の滞納が無いことを証する書類の写し※納付状況の確認に同意をする場合は不要	○	○	-	□
	9 事務所等の建物の状況が分かる書類の写し ※【自己所有物件の場合】 登記事項証明書（建物）等 ※【住宅兼事業所の場合】 平面図、登記事項証明書（建物）等 ※【賃貸借物件・使用貸借物件の場合】 賃貸借契約書等 ※【区分所有物件の場合】 登記事項証明書（建物）等 ※【賃貸借や使用貸借している物件の場合】 登記事項証明書（建物）等施工箇所が共用部等であることが分かる図面等	○	○	-	□
	10 省エネ・創エネ設備の仕様又は省エネ・創エネ改修工事の内容が分かる書類の写し ※パンフレット、補助対象事業の図面及びカラー写真等	○	○	-	□
	11 補助対象経費にかかる見積及びその内訳が分かる書類の写し ※補助対象事業の見積書等	-	○	-	□
	12 省エネ・創エネ設備の設置予定場所又は省エネ・創エネ改修工事の施工予定場所 が分かる書類の写し ※補助対象事業の図面及びカラー写真等	-	○	-	□
	13 省エネ・創エネ設備の設置又は改修工事の着工日及び完了日並びに省エネ・創エネ設備を 所有していることが分かる書類の写し ※補助対象事業の契約書等	○	-	○	□
	14 省エネ・創エネ設備が未使用であることが分かる書類の写し ※メーカー発行の保証書、出荷証明書等	○	-	○	□
	15 補助対象経費の内訳が分かる書類の写し ※内訳書等	○	-	○	□
	16 補助対象経費に係る領収書の写し	○	-	○	□
	17 太陽光発電設備の設置に関する書類の写し ※太陽光設置施工業者については市内事業者であること (1) 住宅用太陽光発電設備が使用されていることが分かる書類 (2) 出力対比表 (3) モジュールの設置位置及び枚数が分かる図面 (4) 単線結線図又はシステム系統図 (系統内にパワーコンディショナーを複数台設置する場合、 住宅兼事務所（電力供給契約が複数）の場合、区分所有物件の場合に必要）	○	-	○	□
18 省エネ・創エネ設備の設置又は改修工事の施工状況が確認できるもの ※補助対象事業の図面及びカラー写真等	○	-	○	□	
19 国やその他の団体による補助の額が分かる書類の写し（補助を受けたことがある場合必要） ※申込受理・交付決定通知書又は補助の額の確定通知書	○	○	-	□	

※状況に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。詳細は、申請の手引きをご確認ください。

申請・お問い合わせ先

市川市 環境部 総合環境課 推進グループ
〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号 TEL 047-712-5782

市川市 省エネ・創エネ設備設置費等補助金 検索



令和8年度
募集

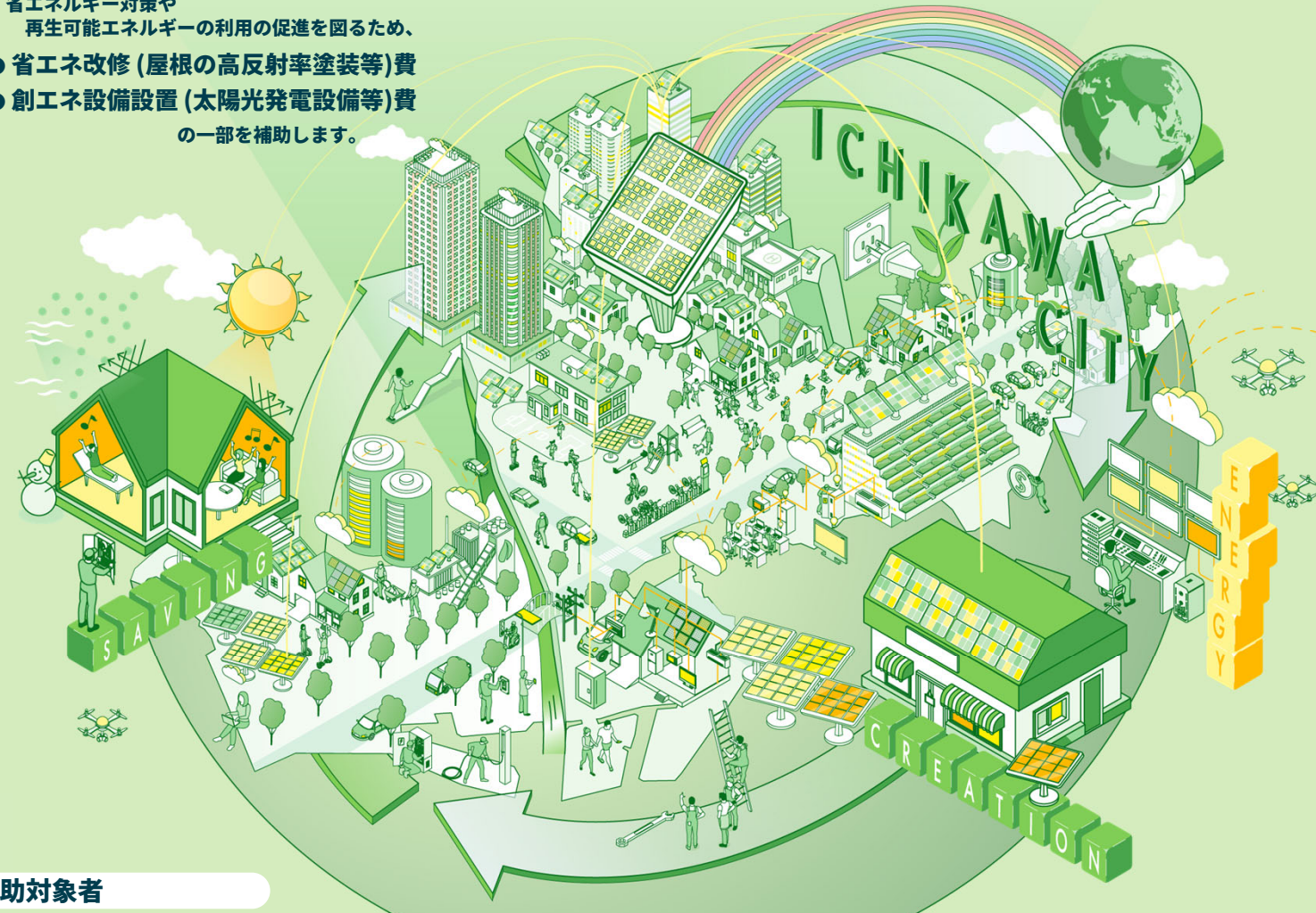
市川市

中小事業者等向け

省エネ・創エネ設備 設置費等補助金

最大
50万円

脱炭素社会の実現に向けて、
省エネルギー対策や
再生可能エネルギーの利用の促進を図るため、
●省エネ改修（屋根の高反射率塗装等）費
●創エネ設備設置（太陽光発電設備等）費
の一部を補助します。



補助対象者

市内中小事業者及び（常時使用の従業員数が300人以下の）その他法人
 ※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項に規定する中小企業者

- 市内に事業所、店舗、工場その他の事業所（その一部を居住の用に供するもの）を有するもの ※1
- 市内で1年以上同一事業を継続して営んでいること
- 市民税、固定資産税・都市計画税の滞納がないこと
- 補助を受けようとする補助対象メニューについて、過去に市から補助金等を受けていないこと
- 市が調査のためにデータ提供等の依頼をした際に協力すること

※1 ビルを所有し、テナントとして貸し出ししているものは省エネ改修工事のみ対象。建物が自己所有ではなく、賃貸又は使用賃貸の建物については、所有者の同意書が必要。

申請期間

2026 5.7 ≫ 2027 3.31 必着

申込方法

持参または郵送

※先着順（予算が無くなり次第終了となります）



市川市 環境部 総合環境課 推進グループ
〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号 TEL 047-712-5782

補助対象メニュー



脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減に寄与する省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を一層促進するため、中小事業者等を対象に省エネ改修費や太陽光発電設備等の設置費の一部を補助する事業です。

補助対象項目	補助対象要件	補助金額
1 太陽光発電設備 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の設置を市内事業者等が施工した場合のみ対象。 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動・自動停止)を行うもの。 太陽光モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの 一般財団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの 	市内業者による施工 1kWあたり5万円 (上限 50 万円)
2 定置用リチウムイオン蓄電システム 	<ul style="list-style-type: none"> 国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。 リチウムイオン蓄電池部※2及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの。 <p>※2 リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。</p>	補助対象経費の 1/3 (上限 20 万円)
3 エネルギー管理システム (HEMS) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するものであって、次の要件を満たすもの。 <ol style="list-style-type: none"> 機器の制御に係る装置が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める「ECONET Lite」規格の認証を取得していること。 タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニター等により、電力使用量を表示できるものであること。 事業所等全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。 一以上の設備又は電気機器に対して、自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能を有すること。 	補助対象経費の 1/3 (上限 5 万円)
4 省エネ改修 ・窓、外壁、床、天井の断熱化 ・屋根又は屋上の高反射率塗装 	<ol style="list-style-type: none"> 窓の断熱改修 <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団の認定設備であること。 既存の単板ガラス窓からの改修工事で、内装設置、外窓交換、ガラス交換のいずれかであること。 外壁・床・天井の断熱化改修 <ul style="list-style-type: none"> 使用する断熱材が「断熱等性能等級4技術基準」に規定する断熱材の厚さ基準以上であること。 屋根又は屋上の高反射率塗装 <ul style="list-style-type: none"> JIS K 5675と同等の基準を満たす塗料又は日射反射率(全波長領域)50%以上を有する塗料を用いていること。 	補助対象経費の 1/3 (上限 20 万円)

※メニューごとの予算上限は設けておらず、補助メニュー全体の合計が予算額に到達した時点で終了となります。

申請手続きの流れ



中小事業者と社会福祉法人で、手続きの手順が異なります。

